

財務諸表に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

車両運搬具、器具及び備品 — 定額法

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金 — 転籍職員の退職給付補填（注）に備えるため、期末要支給額（自己都合退職）の内、当法人補填分を退職給付引当金に計上している。

賞与引当金 — 職員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支出見込額のうち当会計年度末までに発生していると認められる額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人は、職員の退職金の支給に備えるため、独立行政法人福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度に加入している。

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は、以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）

(2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式）

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）

当法人では、拠点区分が一つのため作成していない。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

事業区分	拠点区分	サービス区分
	本部	本部
	わかくさ愛育園	医療型児童発達支援センター、福祉型児童発達支援センター、福祉型児童発達支援センター（重心児）、生

社会福祉事業		活介護事業、障害児相談支援事業、保育所等訪問支援事業、発達障害児医学的療育支援事業
	自立訓練センター	施設入所支援事業、自立訓練事業（機能訓練）、自立訓練事業（生活訓練）、短期入所支援事業、計画相談支援事業、高次脳機能障害支援事業
	社会就労センター	就労継続支援事業
公益事業	県営福祉パーク	県営福祉パーク（公園）、介護実習・普及センター

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地				
建物				
定期預金	10,000,000	0	0	10,000,000
投資有価証券				
合計	10,000,000	0	0	10,000,000

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）			
建物			
構築物			
機械及び装置			
車両運搬具	955,500	955,499	1
器具及び備品	10,311,623	7,711,588	2,600,035
ソフトウェア			
その他の固定資産			
合計	11,267,123	8,667,087	2,600,036

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

1 1. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

1 2. 関連当事者との取引の内容
該当なし

1 3. 重要な偶発債務
該当なし

1 4. 重要な後発事象
該当なし

1 5. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け
該当なし

1 6. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状
態を明らかにするために必要な事項

リース資産

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じている。た
だし、リース契約 1 件当たりのリース料総額が300万円以下又はリース期間が 1 年以内
のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処
理を行っている。

(注) 転籍職員の退職給付補填

平成26年 4 月 1 日付けで病院部門が地方独立行政法人化したことに伴い、当該部門の職
員が地方独立行政法人奈良県立病院機構へ移籍。

当該職員の退職時に支給される退職手当（支給済みの退職手当を含む。）について、移
籍がなかったとして算出した退職手当と比較して不足が生じた場合、当法人が不足額を補
填する。